

思い出とともに受け継ぐ想い。

きずな

絆

相続財産継承

専用定期貯金

取扱期間

2026年2月2日(月)~2027年1月29日(金)

相続によりお受け取りになられた資金専用の定期貯金

- 相続によりお受け取りになられた資金で、受け取られた日から1年以内にお預け入れいただいたものに限りま。 (他金融機関で手続きされたものを含みます)
- 想いも、お預かりいたします。

スーパー定期
3年

適用金利

年 1.00% (税引後年0.796%)

※期間中でも、金利情勢等により上乗せ金利の見直しをさせていただく場合がございます。
※詳しくは裏面の商品概要説明書をご確認ください。

詳しくはお近くのJA窓口までお気軽にお問合わせください。

御前崎支店 TEL.63-2395
地頭方支店 TEL.58-0621
相良支店 TEL.52-0281

萩間支店 TEL.54-0321
榛原支店 TEL.22-0750
勝間田支店 TEL.28-0211

吉田支店 TEL.32-1121
住吉支店 TEL.32-0115

JAハイナン
<https://hainan.ja-shizuoka.or.jp/>

JAハイナン

検索

商品概要説明書

相続財産継承専用定期貯金「絆」

(2026年2月2日現在)

1. 商品名 (愛称)	○スーパー定期貯金(複利型) (愛称:絆)
2. 販売対象	○個人のみ
3. 取扱期間	2026年2月2日(月)～2027年1月29日(金)
4. 期間	○定型方式…3年 自動継続扱(元利金継続)
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入条件	○一括預入 ○1円以上 ○1円単位 ○当JAまたは他金融機関での相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金(不動産や有価証券等の換金代金及び生命保険金等の受取金を含む)の範囲内を対象とします。 ※他金融機関で相続手続きをされた方には、相続により取得した金額を確認できる書類等をご提示いただきます。 【例】・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続き依頼書等の写し ・「戸籍謄本の写し」+「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」等
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日(または継続日)の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○年1.00%を満期日まで適用します。 預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いの日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。満期日以降は、継続時におけるスーパー定期3年ものの店頭表示金利が適用されます。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満…約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満…約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満…約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満…約定利率×90%
11. 貯金保険制度(公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
13. その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○金利情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAハイナン